



# 未熟児養育医療給付制度について

出生体重が2000g以下あるいは生活力、身体の発育が未熟なまま生まれたお子さんで、指定医療機関において入院治療が必要であると医師が認めた場合、申請に基づき、その治療に必要な医療費を町が負担する制度です。

なお、世帯の市町村民税額に応じて、一部自己負担金が生じます。

## (対象年齢)

1歳未満（入院期間中のみ給付対象）

## (給付内容)

入院治療における診察・医療的処置・治療費等が対象となります。

ただし、健康保険が適用される医療費が給付範囲となりますので、おむつ代・差額のベッド代などの保険適用外の費用については対象となりません。

## (申請方法)

必要書類を伯耆町役場に提出してください。

## (県内指定養育医療機関)

名称	所在地
鳥取県立中央病院	鳥取市江津730
鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町150
鳥取大学医学部附属病院	米子市西町36-1
鳥取市立病院	鳥取市的場1-1
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町117
国民健康保険智頭病院	八頭郡智頭町智頭1875
独立行政法人国立病院機構米子医療センター	米子市車尾4丁目17-1
博愛病院	米子市両三柳117
済生会境港総合病院	境港市米川町44

## (申請・お問い合わせ先)

〒683-4133

鳥取県西伯郡伯耆町吉長37-3

伯耆町役場 福祉課 子育て支援室

TEL: 0859-68-5533

FAX: 0859-68-3866

(申請に必要な書類)

	書類名	備考
<input type="checkbox"/>	低体重児出生届	
<input type="checkbox"/>	養育医療給付申請書(様式第2号)	
<input type="checkbox"/>	養育医療意見書(様式第3号)	医師が記入
<input type="checkbox"/>	世帯調書(様式第9号) (現在の居住地で市町村民税が証明できない、または世帯外扶養者がいる場合は、 <u>世帯調書と課税証明書</u> )	世帯全員を記入してください。1枚で記入できない場合は、複数枚利用してご記入ください。
<input type="checkbox"/>	未熟児養育医療給付申請に係る同意書 (様式第12号)	記入により「市町村民税額等を証明する書類」が省略できます。
<input type="checkbox"/>	乳児の健康保険情報が確認できるもの	マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」(マイナ保険証利用登録済の方) 医療保険者から交付された「資格情報のお知らせ」もしくは「資格確認書」
<input type="checkbox"/>	マイナンバーが確認できるもの(「通知カード」等)	世帯全員分
<input type="checkbox"/>	申請者の本人確認書類	写真付きの身分証明書:運転免許証、パスポート等(写真付きの身分証明書がない場合は健康保険証や年金手帳など二つ以上)
<input type="checkbox"/>	委任状	給付申請書の扶養義務者として記載された方以外の方が申請される場合(例:扶養義務者の記載=父、申請者(窓口に来られる方)=母)に署名捺印ください。
<input type="checkbox"/>	市町村民税額等を証明する書類 ●生活保護世帯の方 □生活保護受給証明書(福祉事務所) ●生活保護世帯以外の方 □市町村民税課税証明書(市町村)  ただし、未熟児養育医療給付申請に係る同意書(様式第12号)を記入することにより、証明書類の提出を省略することができます。 ※ 伯耆町に該当年の課税台帳がない場合は、証明書類が必要です。	
<input type="checkbox"/>	添付書類の氏名が現在と異なる場合は、以下のどれかを添付 □運転免許証の写し □住民票(旧姓がわかるもの) □その他本人確認のできるもの	